

河川監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

河川監理員規程の一部を改正する訓令

河川監理員規程（昭和46年岩手県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報告) 第4条 河川監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、 様式により、知事又は関係する広域振興局長に報告しなければ ならない。	(報告) 第4条 河川監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、 <u>別に定める</u> 様式により、知事又は関係する広域振興局長に報 告しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。